

[別表]

減免対象者範囲一覧表

障がいの区分		身体障がい者本人が運転する場合		家族の人が運転する場合	
		身体障害者手帳	戦傷病者手帳	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害		1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症	1級から4級までの各級	特別項症から第4項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級		2級及び3級	
平衡機能障害		3級		3級	
音声機能障害 (喉頭摘出者に限る)		3級	特別項症から第2項症までの各項症		
上肢不自由		1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び2級	特別項症から第3項症までの各項症
下肢不自由		1級から6級までの各級	特別項症から第6項症までの各項症及び第1款症から第3款症までの各項症	1級から3級までの各級	
体幹不自由		1級から3級までの各級及び5級			
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級 (1上肢のみの運動機能障害を除く)		1級及び2級 (1上肢のみの運動機能障害を除く)	
	移動機能	1級から6級までの各級		1級から3級 (3級の場合、1下肢のみの運動機能障害を除く)	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症	1級及び3級	特別項症から第3項症までの各項症
じん臓機能障害					
呼吸器機能障害					
小腸の機能障害					
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級、3級及び4級			
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第3項症までの各項症	1級から3級までの各級	
知的障がい者	児童相談所又は知的障害者更生相談所の長により、重度の知的障がい者と判断された方で、療育手帳の「障害程度(総合判定)」欄に「A」と記載されている方				
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に定める1級の障害を有する方				

※本人が運転する場合と、家族の人(生計同一者)が運転する場合とでは、障がいによって範囲が異なるものがありますのでご注意ください。